



2022年7月21日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティ ウェスト 17 階
ライク株式会社
代表取締役会長兼社長 岡本泰彦
(コード番号：2462 東証プライム)
問い合わせ先 取締役 IR担当 岡本拓岳
T E L 03-5428-5577

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を2022年8月30日開催予定の当社第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を定めるものです。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年8月30日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年8月30日(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

旧	新
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 変更前定款第 14 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、<u>2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (参考書類等のインターネット開示) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>